

○身体障害者旅客運賃割引規則

制 定 1952年 4月 15日

最終改定 2020年 4月 1日

(適用範囲)

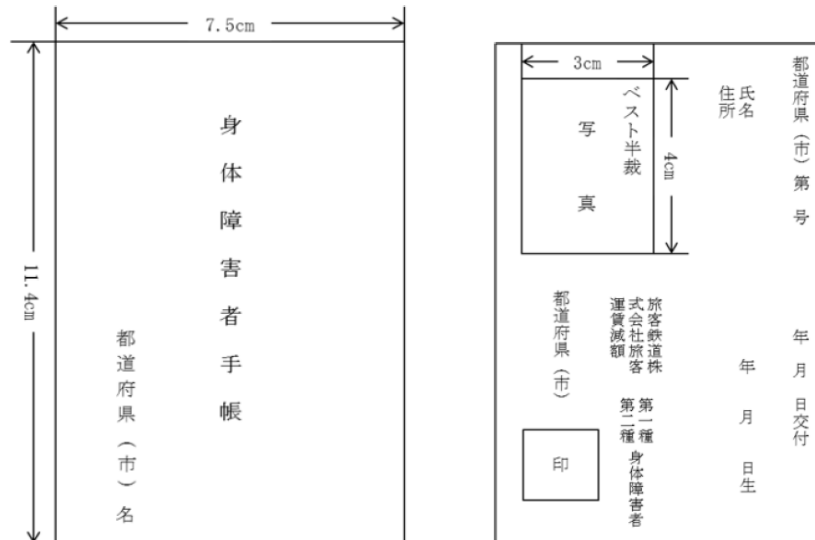
- 第1条** この規則は、身体障害者が単独で又は介護者とともに、当社線及び連絡社線を乗車する場合に適用する。
- 2 相鉄は、この規則を相当な範囲で変更することがある。この場合、相鉄は変更及び変更内容を予め告知するものとする。
- 3 この規則が改定された場合、以後の旅客運送契約等については、改定された規則の定めるところによる。

(身体障害者)

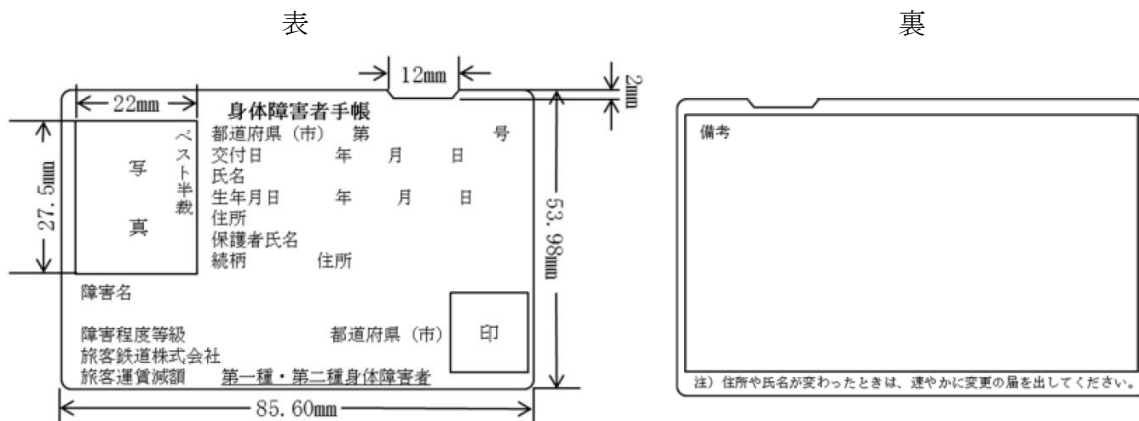
- 第2条** この規則において「身体障害者」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、別表に掲げる障害種別に該当する者をいう。

(注) 身体障害者手帳の様式は、次のとおりである。

ア 紙様式（例）



イ カード様式 (例)



- 2 前項の身体障害者を別表に掲げる第1種身体障害者及び第2種身体障害者に分ける。
- 3 第1種身体障害者及び第2種身体障害者の別については、身体障害者手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄の記載により確認することができる。

(介護者)

第3条 身体障害者が第1種身体障害者及び定期乗車券を使用する12才未満の第2種身体障害者であるときは、身体障害者1人に対して、1人の介護者をつけることができる。

- 2 前項の介護者は、鉄道係員が介護能力をあると認められる者であって、その購入する乗車券の種類、乗車区間及び有効期間が身体障害者と同一で身体障害者の乗車券と同時に購入するものでなければならない。

(割引乗車券の種類)

第4条 身体障害者に対して割引の取扱いをする乗車券の種類は次のとおりとする。

- (1) 普通乗車券 第1種身体障害者が単独又は介護者とともに乗車する場合及び第2種身体障害者が単独で乗車する場合に発売する。
- (2) 定期乗車券 第1種身体障害者及び12才未満の第2種身体障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する。
- (3) 回数乗車券 (普通回数乗車券)

第1種身体障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する。

- 2 介護者に対して割引の取扱いをする乗車券の種類は前項の規定により身体障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する乗車券と同一とする。ただし身体障害者に対して通学定期乗車券を発売する場合であっても、介護者に対して発売する定期乗車券は、前条第2項の規定にかかわらず通勤定期乗車券に限るものとする。

(注) 介護者が通学定期乗車券の使用資格者であっても介護者に対しては通学定期乗車券の発売はしない。

（取扱区間）

第5条 身体障害者及び介護者に対して発売する割引乗車券の取扱区間は、当社線各駅相互間及び当社線と連絡社線各駅相互間とする。ただし、身体障害者が単独で普通乗車券によって乗車する場合は、当社線および東日本旅客鉄道会社線を通算した営業キロが片道 100 キロメートルを超える区間を乗車する場合に限り割引の取扱いをする。

（割引率）

第6条 身体障害者及び介護者に対する割引率は、5割とする。ただし小児定期乗車券に対しては旅客運賃の割引はしない。

（割引乗車券の購入）

第7条 身体障害者が割引乗車券を購入する場合は、身体障害者手帳を呈示し、口頭又は適宜な申込書をもって必要な乗車券の申込みをしなければならない。ただし、大人の身体障害者で当社線内の普通乗車券にあつては、自動券売機により、小児券を割引乗車券の代用として購入することができる。

（介護者の同行）

第8条 第3条第2項に規定するところにより購入した乗車券は、身体障害者とその介護者とが、同一の列車により乗車する場合に限って有効とする。

（割引乗車券の旅客運賃の払いもどし）

第9条 第3条第2項に規定するところにより購入した乗車券に対する旅客運賃の払いもどしは、身体障害者に対する乗車券とその介護者に対する乗車券について、ともにおこなう場合に限って取り扱う。

（身体障害者手帳の携帯）

第10条 身体障害者又はその介護者は乗車券購入の際及び乗車中は、身体障害者手帳を携帯して、鉄道係員の請求があつたときは、いつでも呈示しなければならない。

（割引乗車券に対する表示）

第11条 身体障害者に対して発売する割引乗車券の券面に次の各号に定める表示をして発売する。ただし、第7条ただし書きにより発売した乗車券は除く。

(1) 第1種身体障害者又は第2種身体障害者が単独で普通乗車券により乗車する場合



(直径約 1 cm)

(2) 第1種身体障害者が介護者とともに普通乗車券又は回数乗車券により乗車する場合

ア 身体障害者に対する乗車券

常備券で発売する場合の券面表示



(1辺約0.6cm)

補充券で発売する場合の券面表示



(直径約1cm)

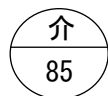
イ 介護者に対する乗車券

常備券で発売する場合の券面表示



(1辺約0.6cm)

補充券で発売する場合の券面表示



(直径約1cm)

(3) 第1種身体障害者又は第2種身体障害者が介護者とともに定期乗車券により乗車する場合

ア 身体障害者に対する定期乗車券



(1辺約0.4cm)

イ 介護者に対する乗車券



(1辺約0.4cm)

(注) 身体障害者の小児用定期乗車券は、旅客運賃の割引をしないが、乗車券面には所定の表示をすること。

(乗車券簿の表示方)

第12条 身体障害者に対する乗車券を発売した場合における乗車券簿の記事欄の割引種別の表示方は、第11条の規定を準用するほか、一般割引乗車券を発売した場合の例による。

(その他の取扱方)

第13条 前各条の規定以外の取扱方は、旅客営業規則のほか旅客運送に関する一般の規定による。

付 則

- 1 この規則は1952年4月15日から施行する。
- 2 この規則は1961年12月21日から改定実施する。
- 3 この規則は1981年6月1日から改定実施する。
- 4 この規則は1985年4月1日から改定実施する。
- 5 この規則は1988年6月16日から改定実施する。
- 6 この規則は1990年2月1日から改定実施する。
- 7 この規則は1995年9月1日から改定実施する。
- 8 この規則は1995年10月1日から改定実施する。
- 9 この規則は1998年4月25日から改定実施する。
- 10 この規則は2010年4月1日から改定実施する。
- 11 この規則は2018年3月17日から改定実施する。
- 12 この規則は2018年7月1日から改定実施する。
- 13 この規則は2020年4月1日から改定実施する。
- 14 この規則は2020年4月1日から改定実施する。

別表

身体障害者の範囲及び種類の区分

障害種別		等級及び割引種別	第1種身体障害者 (本人及び介護者)	第2種身体障害者 (本人)
視覚障害			1級から3級及び 4級の1	4級の2、5級及び 6級
聴覚又は平衡機能の障害		聴覚障害	2級及び3級	4級及び6級
		平衡機能障害	—————	3級及び5級
音声機能、言語機能又はそしゃく機能障害			—————	3級及び4級
股 体 不 自 由	上 股		1級、2級の1 及び2級の2	2級の3、2級の4 及び3級から6級
	下 肢		1級、2級及び 3級の1	3級の2、3級の3 及び4級から6級
	体 幹		1級から3級	5級
	乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級	3級から6級
移動機能		1級から3級	4級から6級	
心臓、じん臓若しくは 呼吸器又はぼうこう若 しくは直腸若しくは小 腸若しくはヒト免疫不 全ウイルスによる免疫 若しくは肝臓の機能の 障害	心臓、じん臓若しくは呼 吸器又は小腸の機能障害		1級、3級及び4級	—————
	ぼうこう又は直腸の機能 障害		1級及び3級	4級
	ヒト免疫不全ウイルスに よる免疫又は肝臓の機能 障害		1級及び4級	—————